

首都圏広域地方計画改定に関する有識者懇談会等規約

(目的)

第1条 この規約は、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）（以下「法」という。）第9条第1項第1号に基づき定められた首都圏広域地方計画（以下「計画」という。）を改定するため、法第10条第5項に基づき、有識者からの意見の聴取に関する事項を定めることを目的とする。

(懇談会の設置)

第2条 法第10条第5項に基づき、有識者からの意見を聴取するため、首都圏広域地方計画改定に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 懇談会は、別表1に掲げる委員で組織する。

(懇談会の任務)

第3条 懇談会は、首都圏広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）が協議する計画改定について調査審議し、第6条に規定するアドバイザーからの意見を踏まえ、協議会に対し、意見を述べるものとする。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置く。座長は、委員の互選により選任する。

2 座長は、懇談会の事務を掌理する。

(会議等の公開)

第5条 懇談会の開催予定は、公表する。

2 懇談会については、公開とする。

3 懇談会に提出された資料及び議事概要については、公開とする。

4 懇談会が公開することが適切でないとする会議及び資料については、非公開とすることができる。

5 公開とする資料及び議事概要については、懇談会終了後速やかに公開する。

(アドバイザーの任命)

第6条 協議会が協議する計画改定について、地域・分野等の広範な視点から意見を聴取するため、別表2に掲げるアドバイザーを任命する。

(庶務)

第7条 懇談会及びアドバイザーの庶務は、国土交通省首都圏広域地方計画推進室（以下「推進室」という。）において処理する。

2 推進室は、アドバイザーから適宜意見を聴取し、懇談会に報告するとともに、必要に応じて懇談会とアドバイザーの意見調整を行う。

3 推進室は、前項の調整を行った結果を協議会に報告するものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会及びアドバイザーの運営に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この規約は平成27年2月25日から施行する。

(第1回懇談会開催時)